

通学時の注意事項

教学課（学生生活関係）

通学時は、交通ルールを守り他の歩行者の妨げにならないよう、配慮を心がけてください。東門出入口付近にて車両との接触事故が多発しております。①、②は見通しが悪く、狭い道ですが、**交通量が多いため非常に危険**です。**必ず一時停止**をし、安全を確かめたくえで通行して下さい。

③は富士不動産の私有地ですので、通り抜けしないよう注意して下さい。

② 見通しの悪い細い路地
↓眼鏡市場
交通事故発生
本学学生が交通事故に遭いました。
(自転車と自動車)

止まれ
止まれ

① 見通しの悪いT字路、十字路
↓ファミリーマート
交通事故発生
本学学生が交通事故に遭いました。
(自転車とバイク)及び(自転車と自動車)

止まれ
止まれ

③ 私有地への侵入
富士不動産
通り抜け禁止

通り抜け禁止

※自転車・歩行者であっても過失を負うケースがあります。事故に遭うだけでなく、損害賠償を請求されることの無いよう交通ルールは必ず守ること！

通学について

自動車：条件付き登録制（許可証発行）

原則、車通学は禁止となっており、公共交通機関での通学を推奨していますが、令和2年度後期から自動車での通学を希望する者は、駐車許可手続の書類を配付しますので教学課まで来てください。登録には駐車許可証明手数料：年間 2,000 円（年度途中の登録であっても年間手数料 2,000 円を徴収します）が必要です。

未登録学生は学生駐車場を利用することが出来ません。

バイク：登録制（ナンバー登録）【無償】

自動二輪車（原動機付自転車含む）で通学する学生は、登録用紙を配付しますので教学課まで来てください。未登録の車両は、撤去対象となります。

大学西側の正門が出入口となります。正門正面にあるバイク置き場を利用すること。他の門からの出入りをしないこと。エンジンを過剰に吹かさず、静かに通行して下さい。

自転車：登録制（登録シール）【無償】

自転車で通学する場合は登録シールを各自で自転車に貼って利用して下さい。シールの貼っていない自転車（未登録）は撤去対象となります。

新規で自転車通学を始める場合や自転車の変更等で登録シールが無い場合は教学課にて新たに登録シールを配付します。

※登録シールは入学年度毎に色が異なります。

※シールの貼ってある自転車は正規の卒業年度まで登録が継続します。卒業期が延長する場合は教学課まで来てください。

※未登録学生が通学中に事故に遭った場合、学研災の傷害保険が対象外となり保険の適応ができませんのでご注意ください。